

神崎町マスコットキャラクター・キャッチコピーの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町のマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）及びキャッチコピーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マスコットキャラクター 名称を「なんじゃもん」とし、そのデザインは、別紙の基本デザイン及びその展開デザインとする。
- (2) キャッチコピー 町PRキャッチコピーを「発酵の里こうざき」とする。

(使用承認)

第3条 キャラクター・キャッチコピーを使用しようとする者は、キャラクター等使用申請書兼許可書（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体が公用又は公共用に使用する場合
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認する場合はキャラクター等使用承認書兼許可書（様式第1号）、承認しない場合はキャラクター等使用不承認通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、承認にあたり条件を付することができる。

(使用制限)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、キャラクター・キャッチコピーの使用を承認しないものとする。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、団体、思想、政治、宗教等の活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (4) 前各号に規定するもののほか、その使用が不適当であると認める場合

(遵守事項)

第5条 キャラクター・キャッチコピーを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) オリジナルデザインの形状及び色を変更しないこと。
- (2) 承認を受けた権利を第三者に譲渡したり転貸しないこと。

(使用期間)

第6条 キャラクター・キャッチコピーを使用できる期間は、承認を受けた日から当該承認

を受けた日の属する年度の末日までの中で必要な期間とする。

なお、使用期間の延長を希望する場合は、使用期限終了期日の1か月前までに第3条に規定するキャラクター等使用申請書兼許可書（様式第1号）を再度提出し承認を受けるものとする。

（承認内容の変更）

第7条 承認された内容を変更しようとするときは、速やかに町長に報告し、町長の指示を受けなければならない。

（承認の取消し）

第8条 町長は、第4条に定める事項に該当すると認める場合又は第5条に定める事項を遵守しないと認められる場合は、承認を取り消すものとする。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認に係る物品等を使用してはならない。

また、町長は、承認を取り消された者にその物品等の回収を求めることができる。

3 町長は、承認を取り消された者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用料）

第9条 キャラクター・キャッチコピーの使用料は、無料とする。

（キャラクター・キャッチコピーに関する権利）

第10条 キャラクター・キャッチコピーに関する一切の権利は、町に帰属する。

（事故、苦情、係争等の処理）

第11条 キャラクター・キャッチコピーの使用に関して事故、苦情又は係争等が生じた場合は、キャラクター・キャッチコピーを使用した者の責任において必要な措置を講じるものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 キャラクター・キャッチコピーの使用において町に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター・キャッチコピーの使用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。